

延岡市障がい者雇用奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の障がい者に対する雇用の促進及び就労の定着を目的として、当該障がい者を雇用する事業主に対し、予算の範囲内において延岡市障がい者雇用奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雇用 雇用契約の有無に関わらず、事業主が提供する就労の場で従事、訓練等を行う障がい者に対して、その報酬として賃金又は工賃を支払うことをいう。
- (2) A型事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法律施行規則」という。）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型を行う事業所をいう。
- (3) B型事業所 法律施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型を行う事業所をいう。
- (4) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者（A型事業所及びB型事業所を除く。）をいう。
- (5) 障がい者 市内に住所を有する在宅の障がい者をいう。ただし、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）との間の雇用契約の期間（雇用契約を継続して更新している場合は、その通算雇用契約期間）が1年以上の者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第23条に規定する支給決定の有効期間が1年以上の者を対象とする。なお、雇用期間が途切れた者で、再度、同一の補助対象者に雇用された者は除く。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内に事務所を置くA型事業所及びB型事業所並びに中小企業のうち、別表補助対象者欄に掲げる区分に応じ、同表雇用された障がい者の障がい種別・勤務条件等欄に掲げる事項を満たす障がい者を雇用する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業または同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業または同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている者
- (2) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者に該当する者
- (3) 市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がある者

(登録)

第4条 補助対象者は、初めて補助金の交付の申請をするときは、当該申請をする前に障が

い者雇用奨励団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴事項全部証明書の写し（個人事業主にあつては、住民票の写し）
 - (2) 暴力団等の排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式第2号）
 - (3) 役員一覧表
 - (4) 市税完納証明書
 - (5) 指定障がい福祉サービス事業者の指定通知書の写し（A型事業所およびB型事業所に限る。）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- （登録の変更）

第5条 前条の規定による登録の事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を障がい者雇用奨励団体登録変更届出書（様式第3号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表補助対象者欄に掲げる区分に応じ、同表補助金額欄に定める額とする。

（補助金の交付期間）

第7条 補助金の交付の対象となる期間（以下「交付期間」という。）は、補助対象者が障がい者1人につき、その雇用を開始した日の属する月の翌月から起算して、1年間とする。ただし、雇用契約を継続して更新している場合は、最初に雇用を開始した日の属する月の翌月から起算して、1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付期間内に当該障がい者を雇用しなくなった場合の交付期間は、当該雇用しなくなった日の属する月の前月（雇用しなくなった日が、その日の属する月の16日以降のときはその月）までとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、障がい者雇用奨励補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用した障がい者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し（B型事業所を除く。）
- (2) 雇用した障がい者の給与明細書又は賃金台帳の写しその他勤務状況を確認することができる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請をする日において、交付期間における各月の翌月から起算して1年を経過した月分の補助金については、交付の申請をすることができない。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、障がい者雇用奨励補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（確定処理の省略）

第10条 市長は、規則第13条第3項の規定により、補助金の額の確定を省略するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付を決定した日

の属する年度の属する 3 月 31 日までに、障がい者雇用奨励補助金請求書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付方法）

第 12 条 補助金は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に掲げる月に交付するものとする。

（1）補助金の請求を受理した月（以下「請求月」という。）が 4 月から 7 月までの場合
当該請求月の属する年度の 8 月

（2）請求月が 8 月から 11 月までの場合 当該請求月の属する年度の 12 月

（3）請求月 12 月から翌年の 3 月までの場合 当該請求月の属する年度の翌年度の 4 月

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 5 月 18 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以降に雇用された障がい者に係る補助金について適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

別表(第3条、第6条関係)

補助対象者	雇用された障がい者の障がい種別・勤務条件等	補助金額
中小企業	雇用を開始した日に次の各号のいずれかを有する者 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。) (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に規定する療育手帳(以下「療育手帳」という。) (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神保健福祉手帳」という。) (4) 法第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証	雇用した障がい者1人当たり月額20,000円
A型事業所	A型事業所の支給決定を受けている者	雇用した障がい者1人当たり月額10,000円
B型事業所	B型事業所の支給決定を受け、かつ、雇用を開始した日に次の各号のいずれかを有する者 (1) 等級が1級又は2級の身体障害者手帳 (2) 等級がA級の療育手帳 (3) 等級が1級の精神保健福祉手帳	雇用した障がい者1人当たり月額5,000円

(※) 中小企業及びA型事業所の場合、有給休暇及び国民の祝日は勤務実態に関わらず、勤務日に含めるものとする。